

一人ひとりが自転車を安全に乗りましょう！

自転車安全利用五則

- 1 自転車は車道が原則。歩道は例外（13歳未満と70歳以上は歩道）
- 2 車道は左側通行
- 3 歩道は歩行者優先。車道寄りを徐行（歩行者がいる場合は降りて通行）
- 4 安全ルールを守る・・・夜間はライトを点灯。飲酒運転、二人乗り、携帯電話の使用の禁止
- 5 子どもはヘルメットを着用

自転車安全利用五則と
ぶたはしゃべるも
チェックだべえ



小学校で交通安全教室



大磯警察署交通課

安全は心と時間のゆとりから！
ルールを守って安全の確認をして、
自転車に乗りましょう！
自転車に乗るときはヘルメット
をかぶりましょう。

町では、小学生に自転車を安全に利用してもらうために、自転車の正しい交通マナーの指導と、自転車を使い実践的な交通事故の場面を想定した体験を行う小学生自転車交通安全教室を開催しています。



ぶ ブレーキは効きますか？

た タイヤの空気は入っていますか？

は 反射材、ライトに汚れや不具合は？



しゃ 車体（ハンドル、サドル、チェーン）に不具合は？

べる ベル（警音器）は鳴りますか？

自転車のちょっとした不具合で事故を招くことがあります。自転車に安心して乗るため、定期的な点検を心がけましょう。

合言葉は

ぶ た は しゃ べる

自転車の点検していますか？

TSマークで自転車の点検と保険加入を一緒に

自転車安全整備店の整備士が点検を行った自転車のTSマーク（整備士の点検終了後に貼り付けされるステッカー）でも、損害賠償を補償できます（有効期限は1年間）

点検完了！



TSマークを貼りましょう！

